

別居合意書

_____ (以下、「甲」という。)と_____ (以下、「乙」という。)
は、本日、以下のとおり合意した。

第1条(別居の合意)

甲と乙は、当分の間、別居する。

第2条(監護者の定め)

甲と乙は、第1条の別居期間中、甲乙間の子である_____ (_____年
____月____日生。以下、「丙」という。)の監護権者を乙とする。

第3条(別居の経緯)

甲及び乙は、別居を開始する理由が、_____であることを相互に確認した。

第4条(婚姻費用分担の定め)

- 1 甲は、乙に対し、別居が開始した日の属する月より、離婚又は別居が解消されるまでの間、婚姻費用として、月額_____円の支払い義務があることを認める。
- 2 甲は、前項の金員を毎月月末限り、乙の指定する下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

記

銀行名 ○○銀行○○支店
口座種別 普通
口座番号 _____
口座名義 _____

3 乙が前条の支払いを怠った場合、乙は、甲に対し、既払い金を除く残金及びこれに対する年14%の割合による遅延損害金を付加し、直ちに支払うものとする。

4 次のいずれかの事由が生じたときは、甲及び乙は、前項の婚姻費用の増額につき別途協議するものとする。

- (1) 甲の収入が著しく増加したとき
- (2) 乙の収入が著しく減少したとき

5 甲は、乙若しくは丙の病気又は丙の入学、進学等により乙が特別の出費を要したときは、乙の申し出により、別途その支払について乙と協議するものとする。

第5条(面会交流)

乙は、第1条の別居期間中、甲が丙と面会交流することを認める。その具体的な日時、場所、方法等は、子の福祉を尊重し、その都度協議して定める。

第6条(別居中の共有財産の処分の禁止)

- 1 甲及び乙は、下記の財産が共有財産であることを確認する。
- 2 甲は、第1条の別居期間中、下記の共有財産を乙の同意なく処分してはならない。

記

- 一、所在 ○○区○○町○丁目
地番 ○番○
地目 宅地
地積 ○○. ○○平方メートル
- 二、所在 ○○区○○町○丁目○番地○
家屋番号 ○番○
種類 居宅
構造 鉄骨造2階建
床面積 1階 ○○. ○○平方メートル
2階 ○○. ○○平方メートル

三、(以下、略。)

上記の合意成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

以上

令和 年 月 日

(甲)住所

氏名 ㊟

(乙)住所

氏名 ㊟